



北海道

だい き しょう ふく し
第1期ほっかいどう障がい福祉プラン
れいわ ねんど れいわ ねんど
【令和6年度～令和11年度】



ほっ かい どう
北 海 道

「第1期ほっかいどう障がい福祉プラン」の 策定にあたって

障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重しながら暮らす社会を実現していくことは、全ての道民の願いです。



道では、平成21年3月に「北海道障がい者条例」を制定し、障がいのある人の権利擁護と暮らしやすい地域づくりを推進するとともに、平成30年3月には「北海道意思疎通支援条例」並びに「北海道手話言語条例」を制定し、障がいのある人の意思疎通や情報の取得利用に係る施策を総合的に推進するなど、誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる社会の実現を目指して、幅広い施策を展開してきました。

こうした中、これまでにも増して実効性ある障害福祉サービスを地域において提供していくため、今回、道の障がい福祉施策の基本的な方向性を示す「北海道障がい者基本計画」と、地域に必要な障害福祉サービスの実施方針を示す「北海道障がい福祉計画」を統合し、「ほっかいどう障がい福祉プラン」を策定しました。

道としては、プランに基づき、新たに、職場環境改善に向けた相談支援を行う「北海道障害福祉サービス事業所等サポートセンター」や障がいのある人の芸術文化活動を普及促進する「北海道障がい者芸術文化活動支援センター」の設置をはじめ、障害福祉サービスの充実を総合的かつ計画的に推進するなど、障がいのある全ての人が安心して地域で暮らせるよう、今後とも、市町村や関係者の皆様と協働して、障がい福祉の向上に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定に当たり、多大なるご尽力をいただきました北海道障がい者施策推進審議会の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただいた皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和6年(2024年)3月

ほっかいどう ちじ すずき なおみち
北海道知事 鈴木 直道

目次

第1	計画の基本的事項	1
1	計画策定の趣旨と目的	1
2	計画の位置付け	3
3	区域の設定	6
4	対象とする障がい者の範囲	7
第2	障がいのある人の現状等	8
1	障がいのある人の現状	8
2	サービス提供体制の現状と評価	11
3	主なサービス提供基盤の整備状況	18
第3	計画推進のための基本的事項	19
1	計画推進の基本方針	21
第4	計画推進のための具体的な取組	24
1	権利擁護の推進	24
2	障がいのある人が暮らしやすい地域づくり	28
3	就労支援施策の充実・強化	30
4	相談支援体制・地域移行支援の充実	37
5	サービス提供基盤の整備	46
6	保健福祉・医療施策の充実	50
7	多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上	57
8	障がい児支援の充実	59
9	発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援	68
10	自立と社会参加の促進・取組定着	71
11	北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進	74
12	安全確保に備えた地域づくりの推進	77
第5	計画の推進管理	81
1	制度の円滑な推進	81
2	計画の推進管理	81
第6	令和8年度（2026年度）・令和11年度（2029年度）の成果目標	82
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行目標	83
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標	83

第1

1

第2

2

第3

3

第4

4

第5

5

第6

6

第7

7

用語解説

資料

料

3	地域生活支援拠点等の整備目標	84
4	就労支援に関する目標	84
5	障がい児支援の提供体制の整備目標	86
6	医療的ケア児等支援に関する目標	87
7	難聴児支援に関する目標	87
8	相談支援体制の充実・強化等に関する目標	87
9	障害福祉サービス等の質の向上	87

第7	サービス量の見込みと基盤整備	88
1	サービス量の基本的な考え方	88
2	居住系サービス	88
3	日中活動系サービス	89
4	訪問系サービス	89
5	障害児通所支援等・障害児入所施設	90
6	相談支援	90
7	発達障害者支援センターによる支援	90
8	地域生活支援事業（道事業）の必要見込量	91
9	地域生活支援事業（市町村事業）の必要見込量	93
10	圏域ごとのサービス量の見込み	94

用語の解説	143
-------	-----

参考資料	158
------	-----